

論点(記載に関する考え方) ▶「グリーンインフラ」とは ▶各計画との関係性 ▶改定に向けたヒント(講演内容)との関係

「グリーンインフラ」とは

- 横浜市中期4か年計画、横浜市地球温暖化対策実行計画
 - ▶ 自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本
- ▶ 横浜市都市農業推進プラン
 - ▶ 農地などの自然的環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本
- ▶ グリーンインフラ推進戦略(2019)
 - ▶ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの
 - → 横浜市環境配慮指針では、「グリーンインフラ」について、 「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本」 とします。

配慮指針と本市各計画との関係性①

- ▶ 横浜市中期4か年計画
 - ▶ 花と緑にあふれる環境先進都市(戦略2)
 - ▶ グリーンインフラが有する多様な機能の活用検討・実践
 - ▶ 未来を創る強靭な都市づくり〜災害に強い安全で安心な都市〜(戦略6)
 - ▶ 局地的な大雨等に強い都市づくり など
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの 環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ 本事業に係る配慮事項:グリーンインフラ新設、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等



配慮指針と本市各計画との関係性②

横浜市環境管理計画

- ▶ 防災・減災の視点を入れた環境施策の推進
 - ▶ 生物多様性保全と同時に、浸水被害の軽減などにも資する公園整備や樹林地・農地の保全など、自然環境の持つ多面的機能を活用する「グリーンインフラ」の概念を活用した取組
- ▶ 気候変動への適応策としてのグリーンインフラの活用 など
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ 本事業に係る配慮事項:グリーンインフラ新設、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水 の有効利用、地下水の涵養等

配慮指針と本市各計画との関係性③

▶ 横浜市みどりアップ計画

- ▶ 防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性を保全する機能、ヒートアイランド 現象の緩和など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる雨水貯留・ かん養機能や、美しい街をつくる景観形成機能など、緑には多様な機能
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水 の有効利用、地下水の涵養等



配慮指針と本市各計画との関係性④

横浜市下水道事業中期計画

- ▶ 地震や大雨に備える防災・減災(雨水浸透ます、雨水貯留タンクの設置促進)
- 公園、樹林地、農地など様々な自然環境が持つ多様な機能に着目したグリーンイン フラを活用し、浸水対策の強化と地下水のかん養など良好な水循環を再生 など
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ <u>基本的な配慮事項</u>:生物の生息生育環境の保全、景観機能、<mark>農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針</mark>等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、<mark>雨水</mark> の有効利用、地下水の涵養等

配慮指針と本市各計画との関係性⑤

横浜市都市農業推進プラン

- ▶ 農業や農地の持つ生物多様性の保全、雨水貯留による洪水の抑制、ヒートアイランド現象の緩和等
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ 基本的な配慮事項:生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: グリーンインフラ新設、生物の生息生育環境の確保、生物 多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水 の有効利用、地下水の涵養等



.

配慮指針と本市各計画との関係性⑥



- 横浜市地球温暖化対策実行計画
 - ▶ 将来像:気候変動の影響に適応しているまち
 - ▶ 中期的な重点施策:グリーンインフラを活用した取組 ~気候変動に適応した浸水対策等の推進→
 - ▶ これまでのハード整備に代表されるいわゆるグレーインフラに加え、グリーンインフラ(樹林地、農地、河川、 街路樹などの様々な自然環境が持つ多様な機能)を活用した取組を、関係各局が相互連携の視点を持ち、横断 的かつ戦略的に進めます。
- ▶ 配慮指針(該当:赤字)
 - ▶ 基本的な配慮事項: 生物の生息生育環境の保全、景観機能、農地・樹林地、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等
 - ▶ <u>本事業に係る配慮事項</u>: **グリーンインフラ新設**、生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造、ヒートアイランド現象の抑制、景観形成、環境施設帯、雨水の有効利用、地下水の涵養等

改定に向けたヒント(講演内容)との関係 (1)

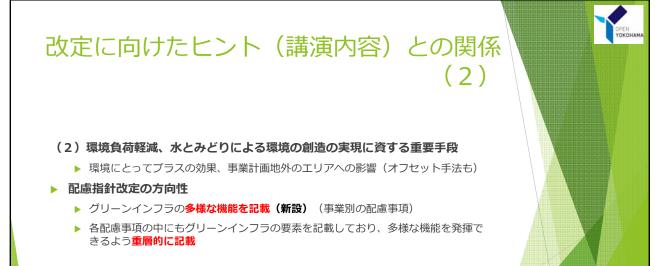


グリーンインフラ追記の観点(4つ)

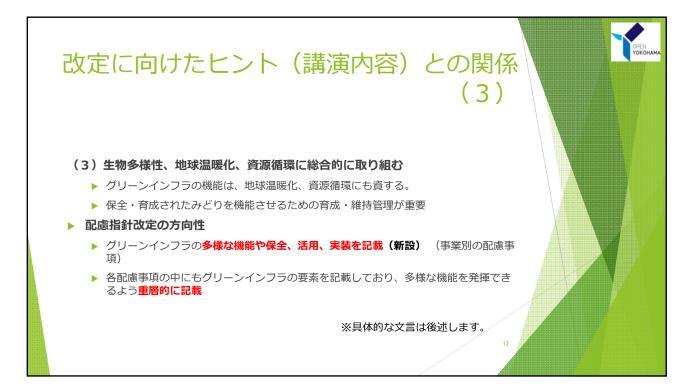
- (1) 道しるべを示すもの
 - ▶ 「グリーンインフラ」の明記(重要)、機能発揮の条件整備
- 配慮指針改定の方向性
 - ▶ 「グリーンインフラ」を明記 (新設) (事業別の配慮事項)
 - ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるよう重層的に記載

※具体的な文言は後述します。

10



※具体的な文言は後述します。



改定に向けたヒント(講演内容)との関係 (4)



(4)総合的にグリーンインフラの技術を読み取れるようにする

▶ 現行配慮指針にも記載あり、個別だけでなく総合的に機能の発揮を目指す

配慮指針改定の方向性

- ▶ グリーンインフラの多様な機能を記載(新設) (事業別の配慮事項)
- ▶ 各配慮事項の中にもグリーンインフラの要素を記載しており、多様な機能を発揮できるよう重層的に記載

※具体的な文言は後述します。

10

改定案(事務局)



配慮指針(本編)事業別の配慮事項「本事業に係る配慮事項」において、

「(5) 生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、さらには人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全、活用、実装を図るとともに、雨水の有効利用に努める。」

を新設。

- ▶ ただし、「7 公有水面の埋立て」は除きます。
- ▶ また、「4 廃棄物処理施設の建設」では、「・・・実装を図る。」とします。
- ▶ なお、「雨水」については、文言整理の一環であり記載箇所を廃棄物関係から移設します。

14